

日本集中治療医学会関東甲信越支部 連絡協議会委員選出細則

第1条 支部連絡協議会委員は医師、看護師、臨床工学技士等からなり、任期は1年とし、再任を妨げない。

第2条 総数はおよそ100名とする。

第3条 連絡協議会委員が、所定の推薦状を添えて推薦できる。

第4条 以下の選出基準により、支部運営委員会で審議のうえ選任する。

- 1) 正会員
- 2) 過去5年間に当支部学術集会（旧地方会含む）に3回以上出席あるいは他支部運営委員等経験者

第5条 以下のいずれかに該当する者は、資格を喪失する。

- 1) 本会会員資格を喪失した場合
- 2) 満65歳以上
- 3) 委員辞退の申し出をした場合
- 4) 当支部学術集会に3回以上連続して欠席した場合

第6条 本細則は、支部運営委員会の議により改定できる。

附 則 本細則は2017年 7月28日より施行する
この改定は、2018年4月3日より施行する